

## 第42号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月12日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に改め、「(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)」を削り、同項第1号中「生計を主として維持する者」の右に「(以下「主たる生計維持者」という。)」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少すること」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少すること」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第15項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。
- 3 この条例の施行の際現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。

## 第42号議案 要旨

### 加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者を、令和3年度においても引き続き介護保険料の減免により支援するため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 減免の対象となる介護保険料の納期限の期間を改めること。（附則第15項関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（附則第15項関係）

#### 3 施行期日等 公布の日（令和3年4月1日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>15 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている保険料<u>(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)</u>の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者_____</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>15 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている保険料_____</p> <p>_____の減免については、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持</p>

\_\_\_\_\_が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合  
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 事業収入等 \_\_\_\_\_のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少すること \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。

者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合  
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者 \_\_\_\_\_の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。